

## 【自動車保険における後遺障害による逸失利益の計算例】

■後遺障害の逸失利益は次の算式により、計算されます。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

■以下を計算における「前提」と設定します。

被保険者の事故前の収入額：300万円

後遺障害等級：13等級（労働能力喪失率：9%）

労働能力喪失期間：40年

### <計算例①> 法定利率：5%の場合

労働能力喪失期間40年に対応するライプニッツ係数は「17.159」

$$\boxed{300\text{万円}} \times \boxed{9\%} \times \boxed{17.159}$$
$$= \boxed{463\text{万}2,930\text{円}}$$

### <計算例②> 法定利率：3%の場合

労働能力喪失期間40年に対応するライプニッツ係数は「23.115」※

$$\boxed{300\text{万円}} \times \boxed{9\%} \times \boxed{23.115}$$
$$= \boxed{624\text{万}1,050\text{円}}$$